相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、適切な管理が行われておらず利活用が困難で、かつ、危険な老朽空き家等が、市民生活に影響を及ぼすことに鑑み、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的に、空家等の所有者又は相続人に対し、当該空家等の除却に要する費用の一部を補助するため、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和４５年相模原市規則第２３号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）空家等　空家等対策の推進に関する特別措置法(平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。)第２条第１項に規定する空家等のうち、相模原市空家等対策計画の対象とする市内全域に所在する戸建て住宅をいう。

（２）老朽空家等　住宅地区改良法施行規則(昭和３５年建設省令第１０号)第１条第１項第１号に規定する住宅の不良度の測定基準のうち外観目視により判定できる項目の評点の合計が１００点以上の空家等をいう。ただし、空家等の破損等が補助金の交付を受けるために故意に行われたものでないものに限る。

（３）未接道空家等　建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)第４３条第１項に規定する接道の要件を満たさず、かつ、同条第２項の規定による特定行政庁の許可を得ていない敷地に存する空家等をいう。ただし、２親等以内の親族が所有する土地が隣接して存在し、かつ、当該２親等以内の親族が所有する土地を利用すれば未接道敷地に該当しない土地に存する空家等を除く。

（４）所有者　空家等について所有権を有する者をいう。

（５）解体業者等　建設業法(昭和２４年法律第１００号)別表第１の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第３条第１項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成１２年法律第１０４号)第２１条第１項に規定する解体工事業者の登録を受けたものをいう。

（６）補助金　相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金

（補助対象空家等）

第３条　補助対象空家等は、老朽空家等又は未接道空家等のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）平成１２年５月３１日以前に建築確認済証を取得した空家等であること。

（２）共同住宅又は店舗、事務所、倉庫など事業の用に供されていない空家等であること。

（３）１年以上居住していない空家等であること。

（４）一定の交通量がある道路や隣家と近接し、かつ、周囲に悪影響を与えるおそれがある空家等であること。

（５）個人が所有している空家等であること。

（６）法第２２条第２項に規定する勧告を受けていない空家等であること。

（７）所有権以外の権利が設定されていない空家等であること。

（８）公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていない空家等であること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空家等とすることができる。

（補助対象者）

第４条　この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）補助対象空家等の所有者。ただし、所有者が共有名義の場合は、当該補助対象空家等の除却について全ての所有者から同意書（第１号様式）を提出した代表者に限る。

（２）補助対象空家等の所有者の相続人。ただし、相続人が複数のときは、当該補助対象空家等の除却について全ての相続人から同意書（第１号様式）を提出した代表者に限る。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としない。

（１）法人その他の団体

（２）相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号）に規定する暴力団員等と認められる場合又は同条例に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にあると認められる場合

（３）補助対象者及び補助対象者が属する世帯の世帯員のいずれかに市税等の滞納

がある場合

（補助対象工事）

第５条　この要綱に基づく補助金の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、解体業者等が実施する補助対象空家等を除却し、当該補助対象空家等が存する敷地を更地にする工事であって、市長が適当であると認めたものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象工事としない。

（１）第１１条の規定による補助金の交付を決定する前に補助対象工事の契約を既に締結している場合

（２）国又は地方公共団体等から他の制度等の補助金の交付を受けている除却工事

（３）その他市長が補助することが適当でないと認めるもの

（補助対象経費）

第６条　補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助対象工事に要する費用とし、次に掲げる費用の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。

（１）補助対象空家等の躯体、屋根材、内外装材、建築設備などの除却工事及び当該廃材の処分に係る経費

（２）補助対象空家等の基礎・杭等、地下埋設物(配水管・枡・電線管・給水管等)などの除却工事及び当該廃材の処分等に係る経費

（３）補助対象空家等に附属する工作物(塀、門扉・門柱、車庫・カーポート、物置、植栽、庭石等)の除却工事及び当該廃材の処分に係る経費

（４）前各号の除却工事に必要な仮設工事に係る経費並びに除却工事後の当該敷地の埋め戻し及び整地に係る経費(舗装費用等を除く。)

（５）補助対象空家等の存する敷地内にある動産の除却及び処分に要する経費

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)に２分の１を乗じて得た額又は補助対象空家等の床面積１平方メートルにつき、国土交通大臣の定める標準除却費を乗じた額のいずれか低い額とし、別表に定める額を限度とする。

２　前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り

捨てた額とする。

（事前調査）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事を契約する前に、市長による事前調査を受けなければならない。

２　前項の事前調査を申し込もうとする者は、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金事前調査申込書（第２号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申込みをしなければならない。

（１）補助申請予定の空家等及び当該敷地の登記事項証明書(申請日前から３か月以内に発行されたもの)又は固定資産税課税明細書の写し

（２）補助申請予定の空家等の位置図(当該空家等の所在する位置が分かるもの)

（３）補助申請予定の空家等の配置図(当該空家等及び道路との関係、附属する門・塀等の工作物の位置を記載したもの)

（４）補助申請予定の空家等の平面図

（５）補助申請予定の除却工事着工前の状況が確認できる写真(補助申請予定の空家等及び当該敷地の状況が分かるもので日付入りのもの)

（６）補助申請予定の除却工事に係る見積書及び内訳書(除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う予定の解体業者等の押印があるものに限る。)の写し

（７）建築基準法等の規定による確認済証の写し又は確認台帳記載事項証明書の写し

（８）第２条第１項第３号に該当する場合にあっては、補助申請予定の空家等が存する未接道敷地に隣接する敷地及び未接道敷地が記載された公図等

（９）第２条第１項第３号に該当する場合にあっては、補助申請予定の空家等が存する未接道敷地に隣接する敷地が確認できる現況写真(日付入りのもの)

（１０）第４条第１項各号ただし書に該当する場合にあっては、当該同意書

（１１）その他、事前調査に当たり必要となる書類

３　前項の申込書は、補助対象工事の着手予定日の属する年度の１０月末日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日(以下「土曜日等」という。）に当たるときは、その日前で最も近い土曜日等でない日)までに提出しなければならない。

４　市長は、第２項の申込書の提出があったときは、申込書に記載された空家等

が、第３条に規定する補助対象空家等に適合するか否かを調査し、その結果を相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金事前調査結果通知書(第３号様式)(以下「事前調査結果通知書」という。)により当該申込者に通知するものとする。

(交付申請)

第９条　前条第４項に規定する事前調査結果通知書にて補助対象空家等に該当することの通知を受け、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請書兼誓約書(第４号様式)(以下「申請書兼誓約書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）事前調査結果通知書の写し

（２）申請者であることを証する書類の写し

（３）申請者及び申請者の属する世帯全員の記載がある住民票の写し(申請日から３か月以内に発行されたものであって、世帯主、続柄記載のもの)

（４）申請者及び申請者の属する世帯全員の市税等の未納がないことを証明する書類の写し。ただし、申請者又は申請者の属する世帯員のうち納税の義務がない者は、課税証明書等の写し

（５）工事完了までの工程を記載した書類の写し

（６）その他、交付申請に当たり必要となる書類

２　補助金規則第４条第１項第１号から第４号までに規定する書類の提出は、同条第２項の適用により、これを要しない。

３　第１項の申請書兼誓約書は、当該事前調査結果の通知があった日の属する年度の１１月末日(その日が土曜日等に当たるときは、その日前で最も近い土曜日等でない日)までに提出しなければならない。

(申請の終了)

第１０条　市長は、申請受付期間であっても、予算上限を上回る恐れがあると判断した場合は、特段の周知を行わず受付を終了することができるものとする。

(交付決定)

第１１条　市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)する。

２　市長は、第９条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否の決定するものとする。

３　市長は、前項の決定をしたときは、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付決定通知書(第５号様式)又は相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金不交付決定通知書(第６号様式)により当該申請者に通知するものとする。

４　市長は、前項の規定による交付決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、その交付について条件を付すことができる。

５　交付決定は、申請書兼誓約書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に受け付けた申請書兼誓約書のうち、交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算の範囲を超える場合にその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第１２条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡又は担保に供してはならない。

(補助対象工事の施工)

第１３条　交付決定を受けた者は、当該交付決定のあった日の属する年度の１月末日までに当該工事を完了しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請の変更等)

第１４条　交付決定を受けた者が、補助対象工事の内容を変更する場合又は補助対象工事を中止する場合は、速やかに相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請変更(中止)申請書(第７号様式)に第９条第１項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　第１項の変更申請において、変更後の交付申請額は当初の交付決定時の金額を上回ることはできない。

３　市長は、第１項の変更申請があったときは、その内容を審査し、これを決定した場合は、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請変更承認通知書(第８号様式)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

４　市長は、前項の規定による決定をするときは、必要に応じて交付決定の内容を変更することができる。

(補助対象工事の着手届及び完成届)

第１５条　交付決定を受けた者が、補助対象工事に着手したときは、当該工事の着手の日から１０日以内に相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金事業着手届(第９号様式)に事業に着手した日が確認できる書類を添付し、市長に届け出なければならない。

２　補助金規則第１３条に規定する事業完成届は、次条に規定する実績報告書の提出により、届出があったものとみなす。

(実績報告)

第１６条　交付決定を受けた者は、補助対象工事の完了後、速やかに相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金実績報告書(第１０号様式)に、必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

２　補助金規則第１４条第１項第３号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

（１）補助対象工事に係る契約日が確認できる書類の写し(請書、契約書等)

（２）補助対象工事の領収書の写し又はそれに類するもの(施工業者の名称、所在地の記載及び捺印のあるものに限る。)

（３）補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類の写し

（４）補助対象空家等に係る建物取毀証明書又は建物滅失登記の写し

（５）補助対象工事施工中及び完了後の状況が確認できる写真(補助対象空家等及び当該敷地の状況が分かるもので日付入りのもの)

（６）その他、実績報告に当たり必要となる書類

３　補助金規則第１４条第１項第１号及び第２号に規定する書類の提出は、同条第３項の適用により、これを要しない。

４　第１項の実績報告書は、補助対象工事の完了の日から起算して３０日を経過した日又は当該交付決定のあった日の属する年度の２月末日(その日が土曜日等に当たるときは、その日前で最も近い土曜日等でない日)のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りではない。

(交付額の決定)

第１７条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が適当であると認めた場合は、補助金の交付額を決定するものとする。

２　市長は、補助金の交付額を決定するに当たり、必要があると認めるときは、当該報告者に対し、説明若しくは追加資料の提出又は職員による実地調査を行うことができる。

３　市長は、第１項の規定により補助金の交付額を決定したときは、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付額確定通知書(第１１号様式)により当該報告者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第１８条　前条第３項の規定により補助金の交付額の決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金等交付請求書(第１２号様式)に次に掲げる必要な書類を添えて市長に請求しなければならない。

（１）相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付決定通知書の写し

（２）相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付額確定通知書の写し

（３）請求書に記載した金融機関口座の預金通帳等の写し

（４）相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請変更承認通知書の写し
(ただし、第１４条第３項により変更の決定を受けた場合に限る。)

（５）その他、請求に当たり必要となる書類

２　前項の請求書は、前条に規定する補助金の交付額が確定した日から起算して３０日を経過する日又は当該年度の３月末日(その日が土曜日等に当たるときは、その日前で最も近い土曜日等でない日)のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第１９条　市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

２　補助金の交付は、前条の規定による請求を行った者が指定する金融機関の預金口座に口座振替の方法により行う。

(交付決定の取消)

第２０条　市長は、交付決定を受けた者が補助金規則第２４条第１項の規定及び次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付決定取消通知書(第１３号様式)により補助対象者に通知するものとする。

（１）交付決定後に生じた事情の変更等により補助対象工事を中止し、第１４条第１項に規定する相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請変更(中止)申請書(第７号様式)の提出があったとき。

（２）虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

（３）交付決定に付した条件に違反したとき。

（４）補助対象工事が第１３条に規定する期間内に完了しないとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。

（５）この要綱の規定に違反したとき。

（６）その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

２　交付決定を取り消した場合に生じた損害について、本市は賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

第２１条　市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金返還命令通知書(第１４号様式)により命ずることができる。

２　前項の規定により返還を命ぜられた者は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

第２２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表(第７条及び第９条関係)

世帯の区分		補助限度額
１	同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和２５年法律第２２６号)に規定する当該年度分の市町村民税(同法に規定する特別区民税を含む。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者	８００，０００円
２	上記以外の者	５００，０００円

第１号様式(第４条関係)

同意書

年　　月　　日

相模原市長　あて

（申請者）□所有者　□所有者の相続人

※該当するもの１つに☑をしてください

〒　　－

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（自署の場合、押印不要）

□①所有者

別紙事前調査申込書（第２号様式）に記載の空家等の所有者は共有名義でありますが、裏面のとおり私（申請者）以外の所有者全員の同意を得て、私（申請者）が代表者となり、当該空家等の除却工事及び相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金に係る一切の手続きを行います。

万が一、共有名義の所有者から疑義が生じた場合は、私（申請者）が責任をもって解決することを確約します。

□②所有者の相続人

別紙事前調査申込書（第２号様式）に記載の空家等の所有者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、＿＿＿＿年　　月　　日に死亡しておりますが、裏面のとおり私（申請者）以外の法定相続人全員の同意を得て、私（申請者）が代表者となり、当該空家等の除却工事及び相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金に係る一切の手続きを行います。

万が一、私（申請者）以外の法定相続人から疑義が生じた場合は、私（申請者）が責任をもって解決することを確約します。

私（下記表に自署した所有者等）は、相模原市　　区
（当該空家等の所在地）に存する空家等について、　　（申請者）が相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金を申請及び交付を受けること及び当該空家等を除却することに同意します。

フリガナ 氏名（自署）	住所	電話番号
① 		
② 		
③ 		
④ 		
⑤ 		
⑥ 		
⑦ 		
⑧ 		
⑨ 		
⑩ 		

第２号様式(第８条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金事前調査申込書

年　　月　　日

相模原市長　あて

（申請者）□所有者　□所有者の相続人

※該当するもの１つに☑をしてください

〒　　－

住　　所

フリガナ

氏　　名　　印

（自署の場合、押印不要）

生年月日　　年　　月　　日

電　　話　　（　　）

（日中連絡が繋がる連絡先）

E-mail　　@

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定による相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金の交付を受けたいので、要綱第８条の規定より、関係書類を添えて、事前調査を申込みするとともに、誓約事項のとおり誓約します。

空家等の所在地	相模原市　　区
空家等の所有者 ※所有者の相続人が申請する場合は記入	住　所
	氏　名
	申請者からみた続柄
空家等の概要	種　類　　老朽空家等　・　未接道空家等
	構　造
	用　途
	床面積
	階　数
	附属する工作物等　□なし □あり（塀・門扉・門柱・車庫・カーポート・物置・植栽・庭石・ その他（　　））
建築年月日	年　　月　　日
空き家になった時期	年　　月頃から
除却工事予定期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

（裏面に続く）

<table>
<tr><td rowspan="10">添付書類</td><td rowspan="8">必ず添付</td><td>□当該空家等及び当該敷地の登記事項証明書（申請日前から３か月以内に発行されたもの）
又は　固定資産税課税明細書の写し</td></tr>
<tr><td>□当該空家等の位置図
※当該空家等の所在する位置が分かるもの</td></tr>
<tr><td>□当該空家等の配置図
※当該空家等及び道路との関係、附属する門・塀等の工作物の位置を記載したもの</td></tr>
<tr><td>□当該空家等の平面図</td></tr>
<tr><td>□当該除却工事着工前の状況が確認できる写真
※当該空家等及び当該敷地の状況がわかるもので日付入りのもの</td></tr>
<tr><td>□当該除却工事に係る見積書及び内訳書の写し
※除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、当該除却工事を行う予定の解体業者等の押印があるものに限る。</td></tr>
<tr><td>□建築基準法等の規定による確認済証の写し
又は　確認台帳記載事項証明書の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="4">該当する場合添付</td><td>□当該空家等が存する未接道敷地に隣接する敷地及び未接道敷地が記載された公図等
※未接道空家等の場合のみ添付</td></tr>
<tr><td>□当該空家等が存する未接道敷地に隣接する敷地が確認できる現況写真（日付入りのもの）
※未接道空家等の場合のみ添付</td></tr>
<tr><td>□同意書
※所有者が共有名義の場合　又は　相続人が複数の場合　のみ添付</td></tr>
<tr><td>□その他、事前調査に当たり必要となる書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">誓約事項</td><td>本事前調査申込に当たり、私（申請者）及び当該空家等が下記の事項のいずれにも該当することを誓約いたします。併せて、私（申請者）の申請内容と異なる事実が発覚した場合には、要綱第２０条に基づき本申請に係る交付決定の取り消しをされることに同意します。
また、事前調査の実施に当たり、当該空家等の存する敷地内に市職員が立ち入ることに、同意します。
（１）平成１２年５月３１日以前に建築確認済証を取得した空家等であること
（２）共同住宅又は店舗、事務所、倉庫など事業の用に供されていない空家等であること
（３）１年以上居住していない空家等であること
（４）個人が所有している空家等であること
（５）所有権以外の権利が設定されていない空家等であること
（６）公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていない空家等であること
（７）補助申請予定の除却工事について、本事前調査申込時点で未契約であること
（８）当該空家等の除却や本補助金の手続きに関して、別紙同意書（第１号様式）のとおり所有者等全員の同意を得ていること（所有者が共有名義の場合又は相続人が複数の場合）
（９）当該空家等が存する敷地に隣接する敷地が、私（申請者）の２親等以内の親族が所有する敷地ではないこと（当該空家等が未接道空家等に該当する場合）</td></tr>
</table>

第３号様式(第８条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金事前調査結果通知書

年　　月　　日

様

相模原市長　　印

貴殿から相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金の申請に当たって事前調査の申込みがあった下記の空家等について、事前調査を実施したので結果を通知します。

空家等の所在地	相模原市　　区
空家等の所有者	住　所
	氏　名
	申請者からみた続柄
空家等の概要	構　造
	用　途
	床面積
	階　数
	附属する工作物等　□なし □あり（塀・門扉・門柱・車庫・カーポート・物置・植栽・庭石・ その他（　　））
補助対象空家等の該当	□該　当（老朽空家等・未接道空家等） □非該当（理由：　　）

第４号様式(第９条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請書 兼 誓約書

年　　月　　日

相模原市長　あて

（申請者）☐所有者　☐所有者の相続人

※該当するもの１つに☑をしてください

〒　　－

住　　所

フリガナ

氏　　名　　印

（自署の場合、押印不要）

電　　話　　（　　）

（日中連絡が繋がる連絡先）

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定による相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金の交付を受けたいので、要綱第９条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請するとともに、誓約事項のとおり誓約します。

補助金等の名称		相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金
補助対象空家等の所在地		相模原市　　区
補助対象空家等の種類		老朽空家等　・　未接道空家等
工事予定期間		年　月　日　～　年　月　日
工事費※１		¥　　円
補助金申請額※２		¥　　円
添付書類	必ず添付	☐相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金事前調査結果通知書（第３号様式）の写し ☐申請者であることを証する書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等） ☐申請者及び申請者の属する世帯全員の記載がある住民票の写し（申請日から３か月以内に発行されたものであって、世帯主、続柄記載のもの） ☐申請者及び申請者の属する世帯全員の市税等の未納がないことを証明する書類の写し。ただし、申請者又は申請者の属する世帯員のうち納税の義務がない者は、課税証明書等の写し ☐工事完了までの工程を記載した書類の写し ☐その他、交付申請に当たり必要となる書類

（裏面に続く）

誓約事項	本申請に当たり、私（申請者）及び補助対象工事が下記の事項のいずれにも該当することを誓約いたします。併せて、私（申請者）及び補助対象工事が申請内容と異なる事実が発覚した場合には、要綱第２０条に基づき本申請に係る交付決定の取り消しをされることに同意します。 ・申請者について （１）法人又は団体ではないこと （２）相模原市暴力団排除条例（平成２３年条例第３１号）に規定する暴力団員等でないこと及び同条例に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと （３）申請者及び申請者が属する世帯の世帯員のいずれかに市税等の滞納がないこと ・補助申請予定の工事について （１）本申請時点で未契約であること （２）国又は地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと （３）市の広報紙やホームページ、チラシや手引き等へ事例紹介として写真等を掲載することについて了承すること

※１　工事費（補助対象空家等を除却し、当該補助対象空家等が存する敷地を更地にする工事費）

要綱第６条第１項各号に規定する費用の合計額（ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。）

（１）補助対象空家等の躯体、屋根材、内外装材、建築設備などの除却工事及び当該廃材の処分に係る経費

（２）補助対象空家等の基礎・杭等、地下埋設物（配水管・枡・電線管・給水管等）などの除却工事及び当該廃材の処分等に係る経費

（３）補助対象空家等に附属する工作物（塀、門扉・門柱、車庫・カーポート、物置、植栽、庭石等）の除却工事及び当該廃材の処分に係る経費

（４）前各号の除却工事に必要な仮設工事に係る経費並びに除却工事後の当該敷地の埋め戻し及び整地に係る経費(舗装費用等を除く。)

（５）補助対象空家等の存する敷地内にある動産の除却及び処分に要する経費

※２　補助金申請額

要綱第７条第１項に規定する補助金額

（１）補助対象経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)に２分の１を乗じて得た額

（２）補助対象空家等の床面積１平方メートルにつき、国土交通大臣の定める標準除却費を乗じた額

・（１）と（２）のいずれか低い額とし、要綱の別表に定める額を限度とする。

・ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てた額とする。

要綱の別表

世帯の区分		補助限度額
1	同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和２５年法律第２２６号)に規定する当該年度分の市町村民税(同法に規定する特別区民税を含む。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者	８００，０００円
2	上記以外の者	５００，０００円

第５号様式(第１１条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付決定通知書

相模原市指令（住宅）第　　号

住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日付で申請のあった相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請については、次のとおり決定したので、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱第１１条第３項の規定により通知します。

年　　月　　日

相模原市長　　印

補助金等の名称	相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金
補助対象空家等の所在地	相模原市　　区
補助対象空家等の種類	老朽空家等　　・　　未接道空家等
交付金額	￥　　円
交付条件	・相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱の規定に従うこと ・補助対象工事の施工にあたっては、関連法令を遵守し、適切に施工すること

第６号様式(第１１条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金不交付決定通知書

相模原市指令（住宅）第　　号

住　　所
氏　　名

年　　月　　日付で申請のあった相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請については、次の理由で不交付とすることに決定したので、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱第１１条第３項の規定により通知します。

年　　月　　日

相模原市長　　印

理　　由

第７号様式(第１４条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請変更（中止）申請書

年　　月　　日

相模原市長　あて

（申請者）□所有者　□所有者の相続人

※該当するもの１つに☑をしてください

〒　　－

住　　所

フリガナ

氏　　名　　印

（自署の場合、押印不要）

電　　話　　（　　）

（日中連絡が繋がる連絡先）

年　　月　　日相模原市指令（住宅）第　　号により交付決定のありました件について、次のとおり変更又は中止したいので、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第１４条第１項の規定により、要綱第９条第１項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて次のとおり申請します。

申請理由	□補助対象工事の変更 □補助対象工事の中止 □その他（　　）
詳　　細 （中止の場合はその理由）	
添付書類 （変更の場合）	要綱第９条第１項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類

第８号様式(第１４条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請変更承認通知書

相模原市指令（住宅）第　　号

住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日付の相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請変更申請書に基づき、　　年　　月　　日相模原市指令（住宅）第　　号により交付決定のありました件については、次のとおり変更を承認したので、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱第１４条第３項の規定により通知します。

年　　月　　日

相模原市長　　印

補助金等の名称	相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金
補助対象空家等の所在地	相模原市　　区
交付金額	￥　　円
変更理由	
交付条件	・相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱の規定に従うこと ・補助対象工事の施工にあたっては、関連法令を遵守し、適切に施工すること

第９号様式(第１５条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金事業着手届

年　　月　　日

相 模 原 市 長　　あて

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（自署の場合、押印不要）

年　　月　　日相模原市指令（住宅）第　　号により交付決定のあった件について、次のとおり事業に着手したので、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱第１５条第１項の規定により届け出ます。

補 助 金 等 の 名 称	相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金
補助対象空家等の所在地	相模原市　　区
着 手 年 月 日	年　　月　　日
添　付　書　類	着手年月日がわかる書類

―――――――――――――― 市記入欄 ――――――――――――――

届出とおり相違ないことを確認しました。 年　月　日　　確認者　職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿		
押　　印　　欄	受　付	・　・
	確認検査	・　・
	決　裁	・　・

第１０号様式(第１６条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金実績報告書

年　　月　　日

相模原市長　あて

（申請者）□所有者　□所有者の相続人

※該当するもの１つに☑をしてください

〒　　－

住　所

フリガナ

氏　名　　印

（自署の場合、押印不要）

電　話　　（　　）

（日中連絡が繋がる連絡先）

年　　月　　日相模原市指令（住宅）第　　号により交付決定のありました件について、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱第１６条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績報告します。

補助金等の名称		相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金
補助対象空家等の所在地		相模原市　　区
補助対象空家等の種類		老朽空家等　・　未接道空家等
補助対象工事期間		年　月　日～　年　月　日
補助対象経費支払日※		年　月　日
添付書類	必ず添付	□補助対象工事に係る契約日が確認できる書類の写し（請書、契約書等） □補助対象工事の領収書の写し又はそれに類するもの(施工業者の名称、所在地の記載及び捺印のあるものに限る。) □補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類の写し □補助対象空家等に係る建物取毀証明書又は建物滅失登記の写し □補助対象工事施工中及び完了後の状況が確認できる写真（補助対象空家等及び敷地の状況がわかるもので日付入りのもの）
	必要に応じて添付	□その他、実績報告に当たり必要となる書類 （　　）

※補助対象工事に係る費用を支払った日(領収書に記載されている領収日)を記入してください。

第１１号様式(第１７条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付額確定通知書

相模原市指令（住宅）第　　号

住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日相模原市指令（住宅）第　　号により交付決定のあった件について、　　年　　月　　日付実績報告書等に基づき、次のとおり確定したので、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱第１７条第３項の規定により通知します。

　　年　　月　　日

相模原市長　　印

補助金等の名称	相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金
交付決定金額	￥　　円
交付済額	￥　　円
確定額	￥　　円
備考	

第１２号様式(第１８条関係)

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付請求書

年　　月　　日

相模原市長　あて

（申請者）☐所有者　☐所有者の相続人

※該当するもの１つに☑をしてください

〒　　－

住　　所

フリガナ

氏　　名　　印

（自署の場合、押印不要）

電　　話　　（　　）

（日中連絡が繋がる連絡先）

年　　月　　日相模原市指令（住宅）第　　号により額確定のありました件について、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱第１８条の規定により請求します。

補助金等の名称	相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金
補助金等額確定額	￥　　円
交付請求額	￥　　円
添　付　書　類	☐相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付決定通知書の写し ☐相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付額確定通知書の写し ☐本請求書裏面に記載した金融機関口座の預金通帳等の写し ☐相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付申請変更承認通知書の写し （ただし、第１４条第３項により変更の決定を受けた場合に限る。） ☐その他、請求に当たり必要となる書類 （　　）

（裏面へ続く）

相模原市会計管理者　あて

裏面の交付請求額は、下記振込先金融機関へ振り込んでください。

なお、請求者と振込先の口座名義人が異なる場合は、下記口座名義人を代理人とし、下記指定口座への振込をもって相模原市からの支払金と認めます。

振込先金融機関							
銀　行 金　庫 信用組合 農　協				本店 支店 支所			
預金の種類	口座番号（右づめ）						
普通・当座・別段							
フリガナ							
口座名義							

―――――――――――――――― 市記入欄 ――――――――――――――――

審査結果	□交付　　□不交付	
押印に代わる確認方法	1・2・3・4・5・6・7	
	確認職員	

第１３号様式（第２０条関係）

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付決定取消通知書

相模原市指令（住宅）第　　号

住　　所
氏　　名

年　　月　　日相模原市指令（住宅）第　　号により交付決定のありました件について、次のとおり取消したので、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱第２０条の規定により通知します。

年　　月　　日

相模原市長　　印

補助金の名称	相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金
交付金額	￥　　円
取消理由	

第１４号様式（第２１条関係）

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金返還命令通知書

相模原市指令（住宅）第　　号

住　所
氏　名

年　　月　　日相模原市指令（住宅）第　　号により額確定のありました件について、相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金交付要綱第２１条の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

年　　月　　日

相模原市長　　印

補助金等の名称	相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金
返還請求額	￥　　円
納付期限	年　　月　　日
納付方法	添付する納付書による
備考	積算根拠は別添のとおり